

第2回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年6月10日 13:30~14:30

2. 場 所 釧路市役所 第3委員会室

3. 出席委員

1番 吉田 重喜委員	2番 河崎 忠委員	3番 田井 博行委員
4番 福西 範委員	5番 田井 克廣委員	6番 三木 均委員
7番 浅野 徳昭委員	8番 熊坂 隆雄委員	9番 野村 照明委員
10番 佐藤 裕司委員	11番 松下 裕幸委員	12番 佐藤 泰正委員
13番 細川 裕委員	14番 菊池 隆委員	15番 村上 正人委員
16番 松永 征明委員	17番 山崎 一彦委員	18番 菊池 利治委員
19番 大坂 博文委員	20番 稲場 洋二委員	21番 成田 俊英委員

(以上 21名)

4. 欠席委員 なし

5. 参 与 者 農業委員会事務局  
事務局長 坂井 和之 事務局次長 阿部 浩治 主査 秋元 公宏  
農地業務担当員 道尾真弓 農地業務担当員 小泉真由美  
(以上 5名)

会議録署名委員の指名 3番 田井 博行 委員  
4番 福西 範 委員

会期決定について 平成27年6月10日 (1日)

6. 議事日程

議案第7号	議席の指定について
議案第8号	釧路市農業委員会専門委員会の設置について
議案第9号	現況証明願について
議案第10号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第11号	農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について
議案第12号	河川敷地利用権に係る許可申請について
議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請について
会務概要報告	
報告第4号	現況証明願について (市街化区域)
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知について

議長  
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。  
お忙しいところお集まりいただきまして、有り難うございました。  
ただいまより、第2回釧路市農業委員会総会を開催いたします。  
本日の出席者は21名です。  
議事録署名人に3番田井博行委員、4番福西範委員を指名しますので、よろしくお願いたします。  
なお、会期は本日6月10日の1日といたします。  
本日は、市議会推薦委員の三木均委員と松永征明委員が出席されております。  
両委員は6月2日に蝦名市長より選任辞令を交付されておりますので報告いたします。  
両委員、一言ずつ挨拶をお願いします。

(三木委員、松永委員挨拶)

議長  
野村会長

それでは、議案の審議に入ります。  
議案第7号「議席の指定」ですが、議会推薦委員の議席が未指定ですので、釧路市農業委員会会議規則第7条の規定により、くじで指定を行います。  
番号くじの入った箱から三木委員に先に引いてもらい、後に松永委員に引いていただきます。  
引いて頂いた番号札を同時に事務局員が開きますので、その番号が新議席となります。  
議席の発表後、席の移動があれば移動をお願いいたします。

(くじを引き、席を決め、それぞれの席に着席する)

議長  
野村会長

続きまして、議案第8号「釧路市農業委員会専門委員会の設置」について審議いたします。  
すでに第1回総会で、各地区の専門委員会の設置及び委員長を選出がなされておりますので、議会推薦委員の方の所属を決めたいと思いますが、私から提案として松永委員を「釧路地区」に、三木委員を「阿寒地区」と考えておりますが、いかがでしょうか。  
松永委員は前委員時代に「阿寒地区」を担当していただいております、専門委員会の経験も豊富であり、また広い見識をお持ちであることから、今度は「釧路地区」を担当いただきたく考えております。  
また、このことから、「阿寒地区」を三木委員にお願いしたいと考えております。  
みなさん如何でしょうか。

(議場より異議なしの声あり)

議長  
野村会長

両委員、いかがでしょうか。

(両委員より異議なしの声あり)

議長

野村会長

両委員の方の同意もありましたので、「釧路地区」を松永委員、「阿寒地区」に三木委員と決定しました。

両委員、よろしくお願いいいたします。

それでは、通常の議案の審議に入ります。

議案第9号「現況証明願」について事務局より提案して下さい。

事務局

坂井事務局長

それでは、議案書の6ページでございます、議案第9号「現況証明願」について提案致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回、釧路地区、阿寒地区、音別地区から各1件、合計3件の現況証明願の申請がありましたので、ご提案致します。

初めに、議案書7ページでございます、釧路地区の表1番ですが、資料は8ページと9ページでございます。

当該土地は、農振農用地区域外にある公簿地目が牧場である[REDACTED]の1筆、[REDACTED]㎡の土地で、所有者であります、[REDACTED]氏の代理人であります、[REDACTED]氏から、現況証明願がありましたので、平成27年5月26日、釧路地区の農業委員4名と事務局職員2名により現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の雑種地であると確認を致しました。

現況証明書の発給についてご審議を頂きたい、ご提案致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から現況証明願について説明がありました1番について審議致しますが、[REDACTED]の親族に関する案件でございますので、[REDACTED]は退室して下さい。

([REDACTED]退室)

議長

野村会長

それでは、現地調査に関して、福西範委員から報告をお願いします。

委員

福西委員

申請のあった1番の土地は、[REDACTED]、面積[REDACTED]㎡で、公簿地目は牧場、農地台帳上の現況地目は採草放牧地、農振区域内白地となっております。

所有者であります[REDACTED]氏から、現況証明願の提出があり、平成27年5月26日、釧路地区委員4名及び事務局職員2名で現地調査を実施しました。

調査の結果、当該土地については雑種地であり、利用状況は農地採草放牧地以外で



地目は畑、農地台帳上の現況地目は採草放牧地、農振区域内白地となっております。  
所有者であります■■■■氏の代理人であります■■■■氏から、現況証明願の提出があり、平成27年6月3日、阿寒地区委員3名及び事務局職員3名で現地調査を実施しました。

調査の結果、当該土地については雑種地であり、利用状況は農地採草放牧地以外であることを確認致しました。

以上、現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

山崎一彦委員、ありがとうございました。

それでは、議案第9号「現況証明願」の2番について審議します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第9号「現況証明願」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。

続いて、3番について、事務局より説明願います。

事務局

坂井事務局長

次に、議案書7ページにございます音別地区の表3番ですが、資料は、12ページ、13ページにございます。

当該土地は、農振農用地区域外にある公簿地目が畑である■■■■の1筆、■■■■㎡の土地で、所有者である■■■■氏の代理人であります、■■■■氏より、現況証明願がありましたので、平成27年5月29日、音別地区の農業委員6名と事務局職員4名により、現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の建築済地であると確認致しました。

現況証明書の発給についてご審議を頂きたい、ご提案致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から現況証明願について説明がありました3番について審議いたしますので、現地調査に関して、大坂博文委員から報告をお願いします。

委員

大坂委員

願出のあった土地は、■■■■、面積■■■■㎡の1筆で、公簿地目

が畑となっており、土地の所有者は■■■■氏で、申請者の■■■■氏より、現況証明願の提出がありました。

調査日は平成27年5月29日、音別地区委員6名及び事務局職員4名において現地調査を実施し、該当地は農地採草放牧地以外で、利用状況は家が建っており、建築済地であることを確認いたしました。

以上、現況証明願の現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

野村会長

大坂博文委員、ありがとうございました。

それでは、議案第9号「現況証明願」の3番について審議します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第9号「現況証明願」の3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。

次に議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

坂井事務局長

それでは、議案書の14ページでございます、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地の利用集積計画を定めることになっております。

議案書の15ページ目に、釧路地区で売買による所有権の移転が2件、議案書の15ページから16ページ目に、釧路地区で賃貸による利用権の設定が3件、議案書の16ページから18ページ目に、阿寒地区で賃貸による利用権の設定が10件、議案書の19ページに、音別地区で売買による所有権の移転が1件ございます。

まず、議案書15ページの表の1番目ですが、資料は議案書の20ページ、21ページでございます、■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ、■■■■円で、売買による所有権の移転を行うものです。

次に、議案書15ページの表の2番目ですが、資料が議案書の20ページ、22ページでございます、同じく■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、

■㎡の農用地について、■氏へ、■円で、売買による所有権の移転を行うものです。

議案書15ページの表の3番は、資料が議案書の23ページ、24ページにございます、■氏が所有する、■の1筆、■㎡の農用地について、■氏との間で年間■円、期間は10年間で賃貸借による利用権の設定を行うものです。

議案書15ページの表の4番は、資料が議案書の23ページ、25ページにございます、同じく■氏が所有する、■、他■筆、合計■㎡の農用地について、■氏との間で年間■円、期間は10年間で賃貸借による利用権の設定を行うものです。

次に、議案書16ページの表の5番ですが、資料は議案書の23ページ、26ページ、27ページにございます、同じく■氏が所有する、■の内、他9筆、合計■㎡の農用地について、■氏との間で年間■円、期間は10年間で賃貸借による利用権の設定を行うものです。

議案書16ページの表の6番ですが、資料が議案書の28ページから32ページにございます、■氏が所有する、■、他16筆、合計■㎡の農用地について、■氏との間で年間■円、期間は10年間で賃貸借による利用権の設定を行うものです。

次に、議案書16ページの表の7番は、資料が議案書の33ページ、34ページにございます、■氏が所有する、■、他2筆、合計■㎡の農用地について、■氏との間で年間■円、期間は10年間で賃貸借による利用権の設定を行うものです。

議案書17ページの表の8番は、資料が議案書の33ページ、35ページ、36ページにございます、■氏が所有する、■、他9筆、合計■㎡の農用地について、■氏との間で年間■円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定を行うものです。

次に、議案書17ページの表の9番は、資料が議案書の33ページ、37ページ、38ページにございます、■氏が所有する、■、他11筆、合計■㎡の農用地について、■氏との間で年間■円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定を行うものです。

議案書17ページの表の10番は、資料が議案書の33ページ、39ページにございます、同じく■氏が所有する、■、他3筆、合計■㎡の農用地について、■氏との間で年間■円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定を行うものです。

次に、議案書17ページの表の11番は、資料が議案書の33ページ、40ページにございます、■氏が所有する、■、他6筆、合計■㎡の農用地について、■氏との間で年間■円、期間は10年間で賃貸借による利用権の設定を行うものです。

議案書18ページの表の12番は、資料が議案書の41ページ、42ページにございます、■氏が所有する、■、他4筆、合計■㎡の農用地について、■氏との間で年間■円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定を行うものです。

次に、議案書18ページの表の13番は、資料が議案書の41ページ、43ページ、

44ページでございます、同じく■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏との間で年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定を行うものです。

議案書18ページの表の14番は、資料が議案書の41ページ、45ページ、46ページでございます、同じく■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏との間で年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定を行うものです。

次に、議案書18ページの表の15番は、資料が議案書の41ページ、47ページでございます、■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏との間で年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定を行うものです。

最後に、議案書19ページの表の16番ですが、資料が議案書の48ページ、49ページでございます、■■■■氏が所有する■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ、■■■■円で売買による所有権の移転を行うものです。

以上、16件の農用地利用集積計画についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長  
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました農用地の利用集積計画の審議に入りますが、6番につきましては、■■■■に関する事項で、議事参与の制限にあたりますことから、審議の順番としては、6番を先に審議し、残りを1番から順に審議することと致します。

ではまず6番を審議しますので、■■■■は退室して下さい。

(■■■■退室)

議長  
野村会長

それでは、事務局よりさらに説明をお願いします。

事務局  
坂井事務局長

6番は、■■■■氏が自作していた農用地について、■■■■により、■■■■であります■■■■へ、10年間の貸付けを行うものです。

お手元に配布致しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書の6番をご覧下さい。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました6番について、審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし



議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の6番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。

■■■■■は、入室して下さい

(■■■■■入室)

議長  
野村会長

それでは、1番と2番について事務局より説明をお願いします。

事務局  
坂井事務局長

1番と2番は、■■■■■氏が所有する農用地について、■■■■■氏本人より売買のあつせん希望があり、釧路地区であつせん委員会を開き、あつせん金額と買受者を決定致しました。

お手元に配布致しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書の1番と2番をご覧下さい。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました1番と2番について、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番と2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。

次に、3番と4番について事務局より説明をお願いします。

事務局

坂井事務局長

3番と4番は、■■■■氏が所有する農用地について、■■■■氏本人より賃貸のあつせん希望があり、釧路地区であつせん委員会を開き、あつせん金額と借受者を決定致しました。

お手元に配布致しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書の3番と4番をご覧下さい。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました3番と4番について、審議致します。質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番と4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願いします。

事務局

坂井事務局長

5番も、■■■■氏が所有する農用地ですが、■■■■により、■■■■であります■■■■へ、10年間の貸付けを行うものです。

お手元に配布致しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書の5番をご覧下さい。

なお、3番、4番については、現況が採草放牧地であることから農地中間管理事業の対象外であり、■■■■氏本人より賃貸借のあつせん希望があつたものです。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました5番について、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の5番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。  
次に、7番から15番について、事務局より説明をお願いします。

事務局  
坂井事務局長

7番から15番につきましては、かつて阿寒地区で利用集積を行った農用地について、同様の形で継続して、賃貸借による農用地利用集積計画を組むものです。  
お手元に配布致しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書の7番から15番をご覧ください。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました7番から15番について審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。  
議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の7番から15番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。  
最後に、16番について事務局より説明をお願いします。

事務局  
坂井事務局長

16番は、担い手支援農地保有合理化事業によるものです。  
■■■■氏が所有していた農地について、平成22年に■■■■  
■■■■が売買により所有権を取得し、平成22年10月7日から平成27年7月29日まで■■■■氏に賃貸した後、■■■■氏が買い取り所有権移転するものでしたので、本日も提案致しました。

お手元に配布致しております、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項調査書の16番をご覧ください。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました16番について、審議します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の16番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について審議しますので、事務局より提案して下さい。

事務局  
坂井事務局長

それでは、議案書50ページでございます、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」について説明します。

農地法第5条の規定は、農地を農地以外のものにするため、又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより当事者が都道府県知事の許可を受けなければならないことになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。

議案書51ページの表の1番は、資料が議案書52ページから56ページにございますが、今回、阿寒地区において1件の許可申請の提出がありました。

■■■■氏が所有する■■■■、公簿面積■■■■㎡の農用地の内、■■■■㎡について、同氏から経営移譲されております、ご子息の■■■■氏と連名で、農業用施設であります牛舎増築及び作業用通路等として転用したい旨、農地の転用許可申請が提出されたものであります。

この農用地につきましては、経営移譲のため使用貸借契約を結んでおりましたので、後ほどこの部分の合意解約について報告申し上げます。

なお、本件に関しまして、平成27年5月27日、阿寒地区の農業委員5名と事務局職員3名により、現地調査などの審査を行っております。

お手元に配布致しております、農地法第5条調査書をご参照下さい。

以上、農地法第5条の規定による許可申請についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、農地法第5条の規定による許可申請に係る

進達について審議致しますが、本案件は現地調査等の事前審査を行っておりますので、稲場洋二委員より報告をお願いします。

委員  
稲場委員

調査報告をいたします。

平成27年5月26日に農地法第5条の規定による許可申請があり、平成27年5月27日、阿寒地区農業委員5名及び事務局3名により現地調査の上、審査、協議を行いました。

申請内容は、                    氏が所有する                    、                    ㎡について、同氏から経営移譲されております、ご子息の                    氏と連名で、農業用施設であります牛舎増築及び作業用通路等として転用するものであります。

現地調査の結果、既存の牛舎の増築でもあり、農業用施設用地で、周辺の農地への影響もないことから、調査委員会では許可相当という結論に至りましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長  
野村会長

稲場洋二委員、ありがとうございました。

それでは農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。

次に、議案第12号「河川敷地利用権に係る許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
坂井事務局長

それでは、議案書57ページにございます、議案第12号「河川敷地利用権に係る許可申請」について説明致します。

本案件は、河川法第24条の規定による許可申請であり、河川区域内の土地を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります、北海道知事の許可が必要となりますが、昭和39年、北海道土木部長通達により、河川敷地を農用地として利用するためには、農業委員会の意見書を添付することになっております。

今回は、釧路地区で2件の許可申請がありました。

議案書58ページの表の1番は、資料は59ページから62ページにございます。

本件は、河川法第24条に基づき、                    氏が有している、北海道が管理する阿寒川の河川敷地、                    、                    ㎡の採草放牧地としての利用権の占有許可について、当該土地の一部が現在建設中の高速道路の橋梁予定地となることから、占有面積を                    ㎡に変更するものであります。

議案書58ページの表の2番は、資料は63ページから68ページにございます。

北海道が管理する、仁々志別川の河川敷地、                    、                    ㎡を占有しております                    氏より、占有面積の変更と、それに伴い、所在地先標記の変更の申請がございまして、                    、                    ㎡に変更の許可申請を行うものです。

この2件の河川敷地の利用権の変更については、農業委員会の意見書を添付することになっておりますことから、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

それでは議案第12号「河川敷地利用権に係る許可申請」について審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第12号「河川敷地利用権に係る許可申請」について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。

次に、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議しますので、事務局から提案して下さい。

事務局

坂井事務局長

それでは、議案書69ページ目でございます、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」について提案致します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

今回、音別地区で賃貸借の許可申請が1件ございました。

議案書70ページの表の1番ですが、資料は議案書の71ページから75ページ目でございます。

                    氏が所有する                    、他22筆、合計                    ㎡の農用地について、年間                    円で、                    氏に賃貸借を行うものです。

以上、農地法第3条の規定による許可申請について、ご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から農地法第3条の規定による許可申請について、提案がありましたので審議致しますが、事務局からさらに説明を求めます。

事務局  
坂井事務局長

1番につきましては、          氏、          氏、双方から賃貸借の申し出があり、第3条による賃貸借契約となりました。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明のありました、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、その前に調査委員長の大坂博文委員から報告を求めます。

委員  
大坂委員

          氏並びに          氏より申請のあった、農地法第3条の許可申請について報告いたします。

平成27年5月29日、音別地区農業委員6名及び事務局4名により現地調査を行い協議いたしました。

申請内容は、          氏の所有地を          氏が賃貸借するものであります。

申請地は、借主である          氏の所有地の隣接地であり、経営規模拡大に必要な土地で、今後も当該農地を適正に管理していくと認められ、農地法第3条の許可要件も満たしており、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長  
野村会長

大坂博文委員ありがとうございました。  
それでは、審議致します。  
質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。  
議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、原案のとおり決定致します。  
以上で、本日の議案は全て審議が終了しましたが、報告がまだですので、会務概要報告と報告2件について事務局よりお願いします。

事務局  
阿部次長

それでは会務を報告いたします。(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長  
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告の内容に関して何か聞きたいことはありませんか。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

それでは報告案件が2件ございますので、最初に報告第4号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局  
阿部次長

それでは、議案書78ページの報告第4号「現況証明願」について報告致します。  
登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記出来ないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届出れば足りることとなっております。

今回、釧路地区の市街化区域での申請が6件ございました。

議案書の79ページの表の1番は、資料が議案書80ページから82ページにございます、■■■■氏が所有する■■■■の1筆、公簿地目が畑となっている■■■■㎡の土地について、同氏の代理人である■■■■氏より現況証明願の申請があり、平成27年4月21日、事務局職員3名で現地調査を行い、現況はいずれも農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、平成27年4月22日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書の79ページの表の2番は、資料が議案書80ページ、83ページ、84ページにございます、■■■■氏が所有する■■■■の1筆、公簿地目が畑となっている■■■■㎡の土地について、同氏の代理人である■■■■氏より現況証明願の申請があり、平成27年4月23日、事務局職員2名で現地調査を行い、現況はいずれも農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地でしたので、平成27年4月24日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書の79ページの表の3番は、資料が議案書85ページから87ページにございます、■■■■氏が所有する■■■■、他1筆、公簿地目が畑となっている合計■■■■㎡の土地について、同氏から現況証明願の申請があり、平成27年4月28日、事務局職員2名で現地調査を行い、現況はいずれも農地採草放牧地以外であり、利用状況は整地済地でしたので、平成27年5月11日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書の79ページの表の4番は、資料が議案書85ページ、88ページ、89ページにございます、■■■■氏が所有する■■■■の1筆、公簿地目が畑となっている■■■■㎡の土地について、同氏の代理人である■■■■氏より現況証明願の申請があり、平成27年4月28日、事務局職員2名で現地調査を行



い、現況はいずれも農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、平成27年5月7日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書の79ページの表の5番は、資料が議案書85ページ、90ページ、91ページにございます、■■■■氏が所有する■■■■の1筆、公簿地目が畑となっている■■■㎡の土地について、同氏の代理人である■■■■氏より現況証明願の申請があり、平成27年4月28日、事務局職員2名で現地調査を行い、現況はいずれも農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、平成27年5月7日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書の79ページの表の6番は、資料が議案書92ページから94ページにございます、■■■■氏が所有する■■■■の1筆、公簿地目が牧場となっている■■■㎡の土地について、同氏の代理人である■■■■氏より現況証明願の申請があり、平成27年5月27日、事務局職員3名で現地調査を行い、現況はいずれも農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、平成27年5月28日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第4号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局  
阿部次長

議案書の95ページにございます報告5号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。

農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において、合意解約した場合は、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨、農業委員会に通知することになっております。

今回、鉦路地区で1件、阿寒地区で2件の通知がありましたので報告します。

議案書96ページの表の1番は、先ほど議案第10号でご審議頂きました、売買のあっせんによる農用地利用集積計画に先立ち、貸主であった■■■■氏と借主でありました■■■■氏との間で合意解約を行ったもので、資料が議案書97ページから99ページにございます。

議案書96ページの表の2番は、■■■■の1筆、■■■㎡の採草放牧地について、貸主でありました■■■■氏と借主でありました■■■■氏との間で合意解約を行ったもので、資料が議案書100ページ、101ページにございます。

議案書96ページの表の3番は、先ほど議案第11号でご審議頂きました、農地法第5条の規定による許可申請に先立ち、貸主でありました■■■■氏と借主でありました■■■■氏との間で、当該部分の合意解約を行ったもので、資料が議案書102ページから103ページにございます。

以上、3件の通知についてご報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、これを持ちまして、本日議事、全部が終了致しました。この後、事務局から連絡事項等があるそうですが、その他、何かありませんか。なければ、本日の総会を閉会致します。ありがとうございました。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成27年6月10日

議長

野村照明

署名委員

丑斗博行

署名委員

福西範